

月三日は内膳式にはいらねども、これも同じやうにはふ日となりぬといふこゝろにこそ、これを見れば、今の五節供の日を、昔よりいはふ日とせしことは、えられつ、四節は内膳式にありて、またく同じからんには、正月七日をはじめにして、五七九月同之とあるべきに、七月七日をはじめにかゝれ、江家次第第八の巻にも、七月七日のくだりに、同日、御節供内膳司付采女、采女付女房、入自鬼間北障子、供朝餉と、七月七日のことをしるして、ほかのせちをはぶきたり、えかあれば、ことにをもきにやとおもへば、延喜式なる三節、五節の中には、七月七日、三月三日は見えず、同式四五の巻に、大儀、中儀、小儀をわかちていへるうちにも、正月七日中儀、五月五日、九月九日小儀とありて、これにももれたれば、さやうにてはあらじ、いかなることにかあらん、おもひえがたきは、老のならひにて、見しことも、わすれ考へもらして、えられぬにぞあるべき、いとくちをし、

〔八朔考〕一五節供の稱舊記に見えず、たゞし節供とは、其日にあたりて膳を供するの義なり、庖厨の料は、詳に延喜式に見え、内膳司の管する所なり、此儀は禁中のみにあらず、公卿の家々にも慶賀あり、節句と書たるは、寛永後の年中行事類の書に、きく重の御節句とあり、恐らくは假借なるべし、又年中行事等の古記に載る所、節供の日数は、正月三元日、三月三日、五月五日、七月七日、九月九日なり、此日を祝する意は、草木子に、皆以奇陽立節、偶月則否、此亦扶陽抑陰之義也とある、最的當なり、十一月に祝日なきは、其數始にかへる故なるべし、其中重三日の曲水、七月初七の乞巧は、皆嘉辰雅遊のため、桃花菊藥は、文人騷客の時物を愛するより出たる事なるを、却て桃の節供、菊重の祝ひと名づけしは、本意を失へり、もと節供といふは、節會の供膳にあらず、故に踏歌、豊明等の日、供膳の設なく、節會なき時も節供あるを考ふるに、五節は奇陽を貴ぶの意に出たる事、おのづから草木子の説に符合するものか、文安二年沙門行譽が記せし、瑩囊抄に、五節供の事異説多し、慥なる日記には、五節供と云詞不見、心は侍りとありて、前に出す年中行事節供の日を載せ、五